Ⅱ. 福 祉 総 合

福 祉 総 合

１．健康福祉総合計画・地域共生社会の推進

(1)健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議

令和２年度にスタートした第六期長期計画では、国では今後目指すべきイメージとして、地域の全ての関係者が我が事として参画し、生活課題に丸ごと対応できる社会を提示し、「地域共生社会」の実現を目標とした。この考え方は、第五期長期計画の重点施策である「地域リハビリテーション」の基本理念と共通点がみられるものである。高齢者、障害者、子ども等といった区別なく、誰もがその人の状況に合った施策が受けられるという全世代型・全対象型の包括的な支援体制を構築し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めるため、本市では、健康福祉総合計画の執行状況の確認と地域共生社会の推進について意見交換する場として、「健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議」を運営する。

また、令和元年度から、改正社会福祉法に基づき、社会福祉法人が地域公益事業を予定し、社会福祉充実計画に記載した際に、その内容や市内の需要について意見を述べる「地域協議会」の役割を担う。

＜経緯＞

・平成21年度、「健康福祉総合計画推進会議」を設置。平成24年度、「地域リハビリテーション推進協議会」を設置。
・平成27年度、両会議を統合し、「武蔵野市健康福祉総合計画・地域リハビリテーション推進会議」を設置。
・令和２年度、「武蔵野市健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議」に名称変更。

	開催日	内容
地域協議会	－	意見聴取案件が無かったため中止
第１回	令和４年 11月17日（木）	・第３期健康福祉総合計画の進捗状況について（各課・令和４年度事業報告）
第２回	令和５年 ３月29日（水）	・第３期健康福祉総合計画の進捗状況について（各課・令和４年度事業報告）

――武蔵野市健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議設置要綱――

(2)健康福祉総合計画・地域共生社会庁内推進委員会

健康福祉総合計画等の推進をより効果的かつ戦略的に行うために設置し、必要な庁内における横断的な連携体制の構築及び連絡調整を行っている。令和４年度は調整事項が無かったため、開催していない。

――武蔵野市健康福祉総合計画・地域共生社会庁内推進委員会設置要綱――

(3)健康福祉実務担当者調整委員会

庁内における相談支援体制の充実及び当該実務担当者相互のネットワークの強化を図るため、推進会議及び庁内推進委員会の下部組織として設置し、検討を行っている。

	開催日	内容（議題）
第１回	令和４年 ４月28日（木）	・本市における重層的支援体制整備事業の検討について

――武蔵野市健康福祉実務担当者調整委員会設置要綱――

（地域支援課）

２．在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする市民が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を構築するため、平成 27 年度、介護保険法の改正に伴い、同法の地域支援事業に位置付けられた事業。国は事業の実施にあたり、下記(ア)～(ク)の８事業を定めている。(ア)「地域の医療・介護の資源の把握」(イ)「在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討」(ウ)「切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進」(エ)「医療・介護関係者の情報提供の支援」(オ)「在宅医療・介護連携に関する相談支援」(カ)「医療・介護関係者の研修」(キ)「地域住民への普及啓発」(ク)「在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携」

(1)武蔵野市在宅医療・介護連携推進協議会

	開催日	内容
第１回	令和４年 ８月２日(火)	・令和３年度　在宅医療・介護連携推進事業の報告 ・令和４年度　在宅医療・介護連携推進事業の進捗状況と今後の予定について
第２回	令和５年 ３月 30 日(木)	・令和４年度　在宅医療・介護連携推進事業の報告 ・令和５年度　在宅医療・介護連携推進事業について

――武蔵野市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱――

(2) ５部会の活動

①入退院時支援部会

・事業項目(ウ)「切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進」の場として設置。
「入院時情報連携シート」の活用。情報共有について意見交換を行った。コロナ禍での入院時の対応についても検討を行った。

	開催日	参加者（人）
第１回部会	令和４年７月 13 日（水）	19
第２回部会	令和４年 10 月５日（水）	20
第３回部会	令和５年１月 18 日（水）	19

②ICT 連携部会

・事業項目(エ)「医療・介護関係者の情報提供の支援」の場として設置。
在宅医療介護連携支援室のホームページの活用について意見交換
在宅医療・介護資源マップ（WEB 版）の更新

	開催日	参加者（人）
第１回部会	令和４年８月 31 日（水）	15
第２回部会	令和５年２月 28日（火）	書面開催

③多職種連携推進・研修部会

・事業項目(カ)「医療・介護関係者の研修」の場として設置。
研修会「在宅訪問時におけるトラブル（危機管理）・ハラスメント」

	開催日	参加者（人）
第１回部会	令和４年７月７日（木）	21
研修会	令和４年 11 月 10 日（木）	（オンライン）118
第２回部会	令和４年 12 月 28 日（水）	書面開催

④普及啓発部会

・事業項目(キ)「地域住民への普及啓発」の場として設置。
テーマを「医療と介護の連携や看取りについて学ぶ」とし、映画「人生をしまう時間」の鑑賞を行った。
※コロナ禍の感染症拡大のため、当日ワークショップは中止

	開催日	参加者（人）
第１回部会	令和４年 ８月 18 日（火）	14
第２回部会	令和４年 11 月 11 日（木）	15
市民セミナー　医療と介護の連携や看取りについて学ぶドキュメンタリー映画『人生をしまう時間』の上映	令和５年 １月 14 日（土）	22
市立図書館での在宅医療・介護連携関連図書展示		
第３回部会	令和５年 ２月 10 日（金）	13

※令和５年１月 14 日（土）～１月 25 日（水）の期間に、市立図書館での在宅医療・介護連携関連図書展示を実施した。

⑤認知症連携部会

・事業項目(ウ)「切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進」(エ)「医療・介護関係者の情報提供の支援」の場として設置（平成 29 年７月に新設）。
認知症初期集中支援事業の有効性を医療介護関係者に周知し認知症の事例研究を行った。

	開催日	参加者（人）
第１回部会	令和４年 ８月 10 日（水）	14
第２回部会	令和４年 12 月 20 日（火）	17
事例研究会	令和５年１月 23 日（月）	34
第３回部会	令和５年２月 21 日（火）	16

(3)武蔵野市在宅医療介護連携支援室

・事業項目(オ)「在宅医療・介護連携に関する相談支援」の場として設置。
武蔵野市医師会館内に設置し、平成 27 年７月１日開設。医療・介護・福祉関係者からの相談に対応している（市医師会では 27 年４月から準備室として相談員を配置）。

年度	30	元(31)	2	3	4
相談件数	201	203	276	190	206

（地域支援課）

３．地域包括ケア人材育成センター

福祉サービスの拡充や地域福祉活動の推進に向け、専門職や地域の担い手も含めた福祉人材の育成と確保を目的に、平成30年12月１日に開設した。運営は公益財団法人武蔵野市福祉公社に委託している。

(1)事業内容

人材の発掘・養成、質の向上、相談受付や情報提供までを一体的に行う総合的な支援を開始した。第３期健康福祉総合計画に記載された「活かす」「育てる」「つなぐ」「支える」の４つの機能をもたせ、福祉サービス事業者及びその従事者への様々な支援を目的とした事業を順次実施していく。

①人材養成事業（活かす）：介護職員初任者研修、武蔵野市認定ヘルパー養成研修　等

(ア)介護職員初任者研修

・６月１日(水)～８月29日(月)、参加者９名、修了者７名

※対象者３名には、就労条件を満たした者から順次受講料返金制度適応。

(イ)初任者研修フォローアップミーティング

・12月12日（月）参加者９名

(ウ)認定ヘルパー養成研修

第１期　７月11日(月)～13日(水)、15日(金)、25日(月)～26日(火)、28日(木)～29日(金)、修了者３名

第２期　１月26日(木)～27日(金)、30日(金)（３日間）、修了者８名

(エ)武蔵野市認定ヘルパーフォローアップ研修（２回同内容）

テーマ：「在宅介護・地域包括支援センターから見た認定ヘルパーさんの活躍」

第１回　11月28日(月)、受講者32名

第２回　12月６日(火)、受講者46名

②研修相談事業（育てる）：技術研修、認知症支援研修、喀痰吸引等研修、福祉従事者の悩み相談 等

(ア)技術研修

・福祉職のための医療的ケア（全３回）

・オンライン研修：10月13日(木)、27日(木)、11月10日(木)

・申込数：17事業者・42名、参加者数：延80名

(イ)武蔵野市認知症高齢者見守り支援ヘルパー養成研修・認知症支援研修（全３回）

・テーマ：①医学的アプローチ「高齢者アルツハイマー型認知症と若年アルツハイマー型認知症」、②心理的アプローチ「成年後見制度について知る～認知症の方に寄り添う支援（意思決定支援）～」、③実践的アプローチ「成年後見制度を活用するために～関係者との連携を活かす～」

・オンライン研修：11月１日(火)～30日(水)

・申込数：72事業者・303名、

・再生回数：①194回　②176回　③173回

・武蔵野市認知症高齢者見守り支援ヘルパー養成研修修了者：５名（ ①～③すべての視聴と訪問実習終了者）

(ウ)喀痰吸引等研修（特定の者対象）

・基本研修：８月23日(火)・24日(水)、関前スペース

・実地研修:各利用者宅

・受講・修了者３名、実地研修のみ延３名修了。

(エ)介護従事者の悩み相談事業

年度	30	元(31)	2	3	4
相談件数	5	39	53	26	54

相談内容：有資格者の就労相談、新規就労者の継続報告、今後の就労先の選定・キャリアアップについて、等

③就職支援事業（つなぐ）：ホームページ・ツイッター等による情報提供、お仕事フェア　等

(ア)ホームページ・ツイッター等による情報提供

・ホームページ閲覧数　　延22,370回

・ツイッター・ツイート数　　延316回

(イ)お仕事フェア

・介護の仕事に関する普及・啓発イベント【新型コロナウイルス感染症への対応のため中止】

（ウ）プロジェクト「若ば」

・介護系40歳未満職員を対象。離職防止、定着支援を目的に情報共有・情報発信、創造の場の共有を行う。

・オンライン開催７回：参加者延91名

（エ）潜在的有資格者復帰支援

・求人広告付き事業所一覧冊子作成・配布：10,000部作成、新聞折込及びコミセン、武蔵野プレイス、市内民間施設（アトレ、調剤薬局、郵便局）で配布。

④事業者・団体支援事業（支える）:管理者・経営者向け研修、事業所の求人案内　等。

（ア）管理者・経営者向け研修

・内容：「福祉業界におけるリーダーとは」

・講師：久田則夫氏（日本女子大学人間社会学部教授）

・第１回：２月７日（火）ライブ配信、参加者59名

・第２回：２月14日（火）ライブ配信、参加者57名

（イ）事業者の求人案内

・ホームページにて事業者リストを掲載（求人事業者には求人マーク等を掲載）

(2) 武蔵野市地域包括ケア人材育成センター運営委員会・ワーキング

	開催日	内容
第１回	令和５年 ３月９日（木）	・令和４年度事業報告について ・令和５年度事業計画案について

――武蔵野市地域包括ケア人材育成センター運営委員会設置要綱――

（地域支援課）

４．社会福祉法人の定款認可・指導検査等

平成 25 年４月より社会福祉法が改正され、市内に事務所があって市域を越えずに活動を行う社会福祉法人の所轄庁が市長となり、社会福祉法人の定款の認可等事務や、指導検査等を市が行うこととなった。

(1) 対象法人（令和５年３月 31 日現在）

・プラットホーム　・武蔵野　・とらいふ　・のぞみの家　・正寛会　・武蔵野千川福祉会

・精華子ども会　・親の家　・むさし福祉会　・武蔵野市民社会福祉協議会

(2) 定款（変更）認可等申請件数

年度	30	元(31)	2	3	4
件数	3	6	0	2	1

(3) 指導検査実施件数

年度	30	元(31)	2	3	4
件数	5	4	3	5	4

（地域支援課）

５．成年後見制度の利用促進に関する事業

(1)武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画

・令和２年４月からスタート。計画期間は、令和２年度から５年度まで。

・実施状況の点検は「武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会」が行い、評価等は「武蔵野市健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議」で行う。

(2)武蔵野市成年後見利用支援センター

令和２年４月１日、(公財)武蔵野市福祉公社内に開設。武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度利用促進に関わる中核機関として、新たに設置。市と福祉公社が連携して運営する。

〇成年後見制度の相談、普及啓発に関する事業

①相談事業　※

年度		2	3	4
相談回数 () ＝うち電話相談		175(91)	244(181)	128(102)
相談内容（重複あり）	制度説明	－	－	91
	親族申立支援	－	－	45
	後見人支援	－	－	1
	その他	－	－	29
相談内容　計		－	－	166

※令和４年度より成年後見利用支援センター単独で相談件数、相談内容を集計開始

②成年後見制度市民講演会

・わかりやすい成年後見制度のおはなし～いつまでも幸せに暮らすために～
講師：稲岡秀之氏(司法書士)

・令和４年９月 23 日(金・祝日)午後２時～３時 30 分、スイングレインボーサロン、
35 名参加（40 名定員）

③成年後見学習会・相談会

・専門職と学ぶ成年後見制度

・令和５年１月 28 日(土)午後１時 30 分～３時 30 分、商工会館市民会議室

・学習会：司会・地域支援課長、パネラー・久保田聡氏（弁護士）、松丘晃氏（行政書士）、松本美姫氏（司法書士）、竹田純子氏（社会福祉士）。35 名参加（40 名定員）

・相談会：パネラー４名による相談会。７組９名参加

(3)武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会

成年後見制度利用促進法第 14 条第１項の規定及び武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度に関わる法律及び福祉の関係者等が連携し、及び協力し、成年被後見人等への支援等を行うため設置。

	開催日	内容
第１回	令和４年 10月21日 （金）	・令和３年度事業報告 ・令和４年度事業計画 ・利益相反事例について ・国・都・裁判所からの情報提供等 ※オンラインと対面併用で実施。
第２回	令和５年 ２月10日 （金）	・令和４年度実施状況報告 ・令和５年度事業計画（案） ・利益相反事例について ・国・都・裁判所からの情報提供等 ※オンラインと対面併用で実施。

――武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会設置要綱――

(4)成年後見市長申立て

身寄りのない高齢者、障害者が成年後見申立てを必要とした場合、市長が申立て手続きを行う。

年度	30	元(31)	2	3	4
件数	4	3	10	3	6

――成年後見制度における市長による審判手続等に関する要綱――

(5)成年後見人等報酬支払費用助成

成年後見制度の利用を促進し、更には市民の権利擁護の推進及び福祉の向上を図るため、成年後見人、保佐人、補助人に対する報酬の支払いに要する費用の一部を助成する。

・助成上限額：　在宅 28,000 円、施設 21,000 円

※元年度までは、在宅 20,000 円、施設 10,000 円（成年後見人等が福祉公社の場合はその 1/2）。

年度	30	元(31)	2	3	4
件数	13	10	13	12	14
金額（円）	1,161,000	910,000	1,820,250	2,777,000	2,877,000

――武蔵野市成年後見人等報酬支払費用助成要綱――

（地域支援課）

６．避難行動要支援者名簿の作成

平成 25 年の災害対策基本法の改正に伴い、各自治体には災害発生時等に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援が必要な方を対象とした避難行動要支援者名簿の作成が求められたことから、本市においても地域防災計画（平成 27 年修正）に基づき、同名簿を作成して各避難所へ保管するとともに、そのうち災害時要援護者名簿については平常時から関係機関へ提供する。

(1)対象者

ア　高齢者のうち、要介護３～５に認定されている在宅の方

イ　障害者（児）のうち、身体障害者手帳１・２級の第１種を所持している方
（ただし、心臓・じん臓機能障害のみの方を除く。）

ウ　愛の手帳１・２度を所持している方

エ　精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持しており、かつ、単身世帯の方

オ　市の生活支援を受けている難病の方

カ　災害時要援護者に登録されている方

（令和５年２月 14 日現在）

年度	30	元(31)	2	3	4
未同意の避難行動要支援者	2,231	2,410	2,507	2,446	2,507
災害時要援護者	563	480	447	417	404
合計	2,794	2,890	2,954	2,863	2,911

（地域支援課）

７．災害時要援護者対策事業

災害時に、支援者 （近隣の住民)が、要援護者(事前に登録した高齢者や障害者など)の安否を確認する仕組み。平成 19 年より地域社協ごとに段階的に開始し、平成 23 年からは市内の全地域での実施となった。

(1)対象者

ア　避難行動要支援者名簿に掲載された方のうち災害時要援護者の登録を希望する方

イ　上記該当者以外の方で、市長が災害時の安否確認などの支援が必要と認めた方
・民生委員・児童委員、実施地域社協などからの推薦があった方

(2)支援者

災害（震度５弱以上の地震）が起きたときに、要援護者の安否確認を行う地域住民。要援護者１名に対し、あらかじめ決められた２名以上の支援者、またはグループで支援することを基本とする。

（地域支援課）

８．福祉避難所

大規模な風水害や震災等の災害発生時に、高齢者や障害者等で、一般の避難所での生活において特別の配慮を必要とする災害時要援護者等を対象に開設する避難所をいう。なお、福祉避難所は災害時に一般の避難所での避難者の状況を判断したうえで、必要に応じて開設される二次的避難所であり、最初から避難所として利用することはできない。

協定福祉避難所一覧(令和４年４月１日現在)

施設名	サービス種類等	所在地
吉祥寺ナーシングホーム	特別養護老人ホーム	吉祥寺北町 2-9-2
ゆとりえ	特別養護老人ホーム	吉祥寺南町 4-25-5
桜堤ケアハウス	ケアハウス	桜堤 1-9-9

福 祉 総 合

施設名	サービス種類等	所在地
武蔵野館	特別養護老人ホーム	関前 2-16-5
親の家	特別養護老人ホーム	八幡町 3-4-18
ケアコート武蔵野	特別養護老人ホーム	境南町 5-10-7
さくらえん	特別養護老人ホーム	桜堤 2-8-31
高齢者総合センター	デイサービスセンター	緑町 2-4-1
北町高齢者センター	デイサービスセンター	吉祥寺北町 4-1-16
ぐっどういる境南	デイサービスセンター	境南町 3-25-4
ハウスグリーンパーク	介護老人保健施設	緑町 2-3-21
あんず苑	介護老人保健施設	境 1-18-5
あんず苑アネックス	介護老人保健施設	境 1-19-20
武蔵野東小学校	小学校	緑町 2-1-10
武蔵野障害者総合センター	生活介護・自立訓練	吉祥寺北町 4-11-16
障害者福祉センター	生活介護・自立訓練	八幡町 4-28-13
アライブ武蔵野御殿山	介護付有料老人ホーム	御殿山 2-10-9
とらいふ武蔵野	特別養護老人ホーム	関前 1-2-20
ナースケアたんぽぽの家	看護小規模多機能型居宅介護	関前 2-24-13
サンセール武蔵野	介護老人保健施設	桜堤 1-9-7
わくらす武蔵野	障害者支援施設	吉祥寺北町 5－7－5

（高齢者支援課／障害者福祉課／防災課）

９．福祉総合相談

いわゆる「8050 問題」、ひきこもりなど、多様かつ複合的な課題を抱える方（世帯）からの相談窓口として福祉総合相談窓口を生活福祉課に設置した。福祉相談コーディネーターが、内容や課題を一緒に整理し適切な窓口へつないだり、関係機関と連携しながら課題解決に向けた包括的・継続的支援を行う。

相談実績　（件）

年度		3	4
延べ相談件数		582	706
内訳	来所	62	103
	電話	377	423
	訪問	21	37
	その他（メール等）	122	143
うち新規相談		99	118

（生活福祉課）

10. ひきこもりサポート事業

(1)ひきこもりサポート事業「それいゆ」

相談支援・啓発として、家族セミナー・講演会を開催している。また、相談支援として、家族や当事者への相談（電話・面接）、訪問を行っている。当事者自身への支援として、活動の場の提供等を行っている。平成 18 年度から実施。平成 18 年度から 20 年度はＮＰＯ法人ウィッシュプロジェクトに、21 年度からはＮＰＯ法人文化学習協同ネットワークに委託して実施。

令和３年度から、主管課を障害者福祉課から生活福祉課に移管した。

【令和４年度実績】

①家族セミナー

回	期日	内容	参加人数
1	令和４年 ５月 21 日	家族懇談会にいらっしゃいませんか	14
2	６月 18 日	お子さんとどう関わるか～親御さんの苦労を支える ①　青年期ってどんな時期？	24
3	７月 16 日	お子さんとどう関わるか～親御さんの苦労を支える ②　親が会話をはじめるヒント	28
4	９月 17 日	お子さんとどう関わるか～親御さんの苦労を支える ③　お子さんのセルフケア力をつけるために	29
5	11 月 19 日	家族懇談会にいらっしゃいませんか	12
6	令和５年 １月 21 日	ひきこもりサポート事業「それいゆ」＆若者サポート事業「みらいる」活動紹介	20
7	２月 18 日	若者が一歩を踏み出す時	19

②フォーラム

回	期日	内容	講師等	参加人数
1	令和４年 10 月８日	なぜ地域との関わりが大切なのか～吉祥寺中道通り商店会との出会いを中心に～ 【1】トークセッション 「吉祥寺中道通り商店会との出会い」 【2】活動報告 「むさしのエリアで仕事をつくる」 【3】講話 「なぜ地域との関わりが大切なのか」 【4】活動報告 「ホームページプロジェクトからの報告」	【1】吉祥寺中道通り商店会会長 坂井健司氏 文化学習協同ネットワーク 取り組みに関わるメンバー 廣瀬日美子氏（コーディネーター) 【2】文化学習協同ネットワーク ＤＴＰユースラボのメンバー 【3】文化学習協同ネットワーク 髙橋　薫氏 【4】文化学習協同ネットワーク ホームページプロジェクトメンバー	65
2	令和５年 ３月 18 日	ひきこもりから居場所、そして社会へ ～若者の語りをとおして～ 【1】トークセッション 「居場所から社会にどうつながったか」 【2】講話 「若者の出番のある地域社会を」	【1】文化学習協同ネットワーク 活動に関わった若者 髙橋　薫氏（コーディネーター) 【2】文化学習協同ネットワーク代表 佐藤　洋作氏	75

③新規相談登録者　（人）

年度	30	元(31)	2	3	4
本人	24	13	16	19	19
保護者	16	22	12	11	12
その他	0	0	0	0	2
合計	40	35	28	30	33

④相談実績　（件）

年度	30	元(31)	2	3	4
来所相談	570	523	492	654	591
電話相談	0	26	153	39	37
訪問	23	31	5	9	3
メール	－	－	－	－	1
合計	593	580	650	702	632

※令和２年度からは来所相談にスカイプでの相談も含む。
※メール件数は、令和４年度から集計開始。
――武蔵野市ひきこもりサポート事業実施要綱――

(2) 市民啓発講演会

地域で生活する方がひきこもりに対して正しい理解を持つことを目的として講演会を開催。

期日	内　容	参加人数
令和４年 12 月 17 日	経験者が語るひきこもり～解決ではなく共に在ること～ 講師：ひきこもり UX 会議代表理事　林　恭子氏	60

(3) 多摩島しょ広域連携事業　生きづらさをかかえた女性支援事業

ひきこもりなどの生きづらさを抱えている女性自認の方を対象にした当事者会を、清瀬市、国立市、豊島区、文京区、調布市社会福祉協議会と広域連携して実施。運営は一般社団法人ひきこもりＵＸ会議に委託。

①ひきこもりＵＸ女子会（同時開催：支援者・家族・男性当事者のつながる待合室）

回	期日	場所	参加人数
1	令和４年８月 25 日	文京区	女子会 65 名　待合室 10 名
2	令和４年９月６日	豊島区	女子会 44 名　待合室７名
3	令和４年 10 月７日	国立市	女子会 26 名　待合室 13 名
4	令和４年 11 月 20 日	武蔵野市	女子会 41 名　待合室８名
5	令和４年 12 月 10 日	調布市	女子会 39 名　待合室５名

②ひきこもりＵＸママ会

回	期日	場所	参加人数
1	令和４年７月 16 日	清瀬市	2
2	令和４年９月 29 日	調布市	4
3	令和４年 12 月 21 日	国立市	6

③ひきこもりＵＸ女子会フェスタ 2023
令和５年１月 15 日（日）清瀬市　参加者　 72 名

（生活福祉課）

11. 孤立防止に関する取組み

単身世帯が多い中、地域住民に危機的状況が発生した際の早期発見・早期対応力を強化するため、以下の取組みを行っている。

(1) 見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会の開催

民間事業者や関係機関との協力体制の推進を目的とし、平成 24 年度から設置している。

令和３年度から、主管課を高齢者支援課から地域支援課に移管となる。

令和４年度は２回開催した。（令和４年 11 月７日、令和５年３月３日）※第２回は書面開催

【参加団体】

東京都住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構、公益財団法人東京都宅地建物取引業協会武蔵野中央支部、多摩新聞販売同業組合武蔵野支部、東京ガス株式会社西部支店、東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社、武蔵野市シルバー人材センター、武蔵野郵便局及び市内郵便局代表、水道部、武蔵野市居宅介護支援事業者連絡協議会、弁当宅配業者、ヤマト運輸株式会社、生活協同組合コープみらい東久留米センター、生活協同組合パルシステム東京、株式会社セブン - イレブン・ジャパン、イトーヨーカ堂、武蔵野市商店会連合会、第一生命株式会社、明治安田生命保険相互会社、東都生活協同組合、東京ハイヤー・タクシー協会武三支部、武蔵野警察署、武蔵野消防署、武蔵野市医師会、東京都武蔵野市歯科医師会、武蔵野市薬剤師会、武蔵野市柔道整復師会、武蔵野市民生児童委員協議会、武蔵野市民社会福祉協議会、在宅介護・地域包括支援センター、基幹型地域包括支援センター、健康福祉部各課、防災安全部安全対策課、子ども家庭部子ども家庭支援センター担当、都市整備部住宅対策課、市民部産業振興課

(2) 見守り・孤立防止ネットワーク協定書の締結

高齢者、障害者その他支援が必要な方々が支援を必要とするときに、市及び関係機関が連携して対応することを確認するため、ライフライン事業所等と協定を締結している。

【令和４年４月１日現在　協定締結済の団体（22 団体）】

東京都住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構、公益財団法人 東京都宅地建物取引業協会武蔵野中央支部、多摩新聞販売同業組合武蔵野支部、東京ガス株式会社西部支店及び東京ガスクリエイティブ株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社、武蔵野市水道事業（水道部）、日本郵便株式会社武蔵野郵便局及び武蔵野市内郵便局、ヤマト運輸株式会社、株式会社セブン - イレブン・ジャパン、株式会社イトーヨーカ堂、生活協同組合コープみらい、武蔵野市商店会連合会、明治安田生命保険相互会社、第一生命株式会社、生活協同組合パルシステム東京、東都生活協同組合、東京ハイヤー・タクシー協会武三支部、武蔵野市医師会、武蔵野市柔道整復師会、武蔵野市薬剤師会、武蔵野市歯科医師会

（地域支援課）

12. 虐待防止に関する取組み

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律（高齢者虐待防止法）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の規定に基づき、連携協力体制の整備を行っている。

(1)高齢者及び障害者虐待防止連絡会議の開催

関係機関との協力体制の推進を目的とし、平成 24 年度から設置している。

なお、平成 28 年度から二部構成とし、第二部を障害者差別解消支援地域協議会とした。

【参加団体】

警視庁武蔵野警察署、東京都多摩府中保健所、武蔵野市地域自立支援協議会、在宅介護・地域包括支援センター、地域活動支援センター、公益財団法人武蔵野市福祉公社権利擁護センター、市関係各課

開催日	内容	備考
令和４年９月16日	高齢者及び障害者虐待通報実績報告	書面開催
令和５年１月30日	高齢者及び障害者虐待通報実績報告及び虐待の事例紹介	対面開催

(2)研修会の開催

高齢者及び障害者の虐待防止の取組みとして研修会を開催した。

開催日	内容	参加者数
令和４年 10 月 21 日	○高齢者虐待対応研修会（ケアマネジャー対象） 「高齢者虐待防止研修会」 【講義】 講師：基幹型、在宅介護・地域包括支援センター社会福祉士	オンライン 開催 44 名

（高齢者支援課／障害者福祉課）

13. 公益財団法人　武蔵野市福祉公社

(1)（公財）武蔵野市福祉公社事業

高齢者等が住みなれた街で安定した生活を送れるよう地域の福祉サービスを補完し様々な事業を実施している。平成 25 年４月１日公益財団法人認定。

①つながりサポート事業（＊高齢者の有償在宅福祉サービス事業から変更）

独居もしくは頼れる親族のいない高齢者等に、安心した在宅生活を継続するために必要なサービスを提供する。定期的なソーシャルワーカーの訪問、相談、緊急時の対応等により支援する。

ア　対象者　　独居もしくは頼れる親族のいない高齢者等

イ　サービス内容

１　基本サービス　　「基本プラン」か「つながりプラン」を選択。

・基本プラン　　お元気な人向けプラン（月額 5,500 円（税込）
３か月に１回の訪問、月２回の電話コールサービス

・つながりプラン　　包括的なサービス提供を希望する方（年間 132,000 円（税込））
月１回の定期訪問、月２回の電話コールサービス、定期訪問以外に年間 12 回(時間)を上限に個別サービスを利用可

2　個別サービス　　「緊急支援サービス」「随時訪問サービス」「入院・入所等支援サービス」（3,850 円（税込）/時間）
「日常的金銭管理サービス」（月額 11,000 円（税込））
※令和２年度新設

つながりサポート事業

年度	基本サービス		つながりプラン		合計	
	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数
30	72	83	17	19	89	102
元(31)	67	74	17	18	84	92
2	66	75	14	15	80	90
3	71	81	12	12	83	93
4	67	77	9	9	76	86

つながりサポート事業個別サービス　　（契約件数）

年度	30	元(31)	2	3	4
入院入所支援	52	50	50	56	60
随時訪問	89	84	80	83	76
緊急支援	89	84	80	83	76
没後支援	－	22	20	27	32

②没後支援サービス　　火葬から納骨、家財管理、行政機関への手続き等の支援。
（個別に実際の費用を見積もり後預託金により支援を実施）

エンディング支援事業

年度	元(31)	2	3	4
相談人数	4	15	10	14
相談時間	5	15	11	16
没後支援サービス契約	0	0	2	0

（地域支援課／高齢者支援課）

(2) 高齢者総合相談

①一般相談

ア　一般相談人数

年度別	相談形態				相談の対象者				相談者			
	来所	電話	その他	計	男	女	不明	計	本人	家族	その他	計
30	43	78	0	121	40	106	0	146	45	15	61	121
元(31)	24	76	0	100	35	66	4	105	32	31	37	100
2	11	68	0	79	26	51	4	81	36	24	19	79
3	19	85	0	104	26	55	24	105	34	23	47	104
4	21	116	0	137	52	85	0	137	55	38	44	137

イ　内容別相談件数

相談内容＼年度		元(31)	2	3	4
1	福祉サービス及び公社事業	39	32	33	35
2	緊急時の対応	0	1	1	1
3	没後対応	5	4	6	20
4	終活	7	7	14	11
5	親亡き後の問題	0	0	3	1
6	家族関係	13	21	6	14
7	リバースモーゲージ	6	2	5	0
8	生活困窮	2	0	4	9
9	その他	28	26	32	46
	合計	100	93	104	137

※集計区分を令和元（2019）年度から事業の実態に合わせて変更。

平成 30（2018）年度までの実績は下表のとおり。

相談内容＼年度		30
1	老人保健施設	0
2	特別養護老人ホーム	0
3	有料老人ホーム	2
4	ホームヘルプサービス	1
5	食事サービス	0
6	有償在宅サービス・リバースモーゲージ	6
7	介護保険サービス	0
8	デイサービス	1
9	その他	111

②専門相談・権利擁護相談

年度	専門相談	権利擁護相談			
	法律	成年後見	権利擁護	その他	計
30	23	124	54	55	233
元(31)	42	97	64	0	161
2	38	142	12	21	175
3	49	128	25	28	181
4	49	171	24	12	207

（地域支援課／高齢者支援課）

(3)福祉資金貸付事業

自宅不動産を担保に市が資金を貸し付ける制度で、福祉公社で行っているつながりサポート事業を利用する方が対象。

ア　利用要件　　１年以上市内に居住していること。

イ　サービス内容　基本サービス、家事援助等の費用の他に、生活費（月８万円以内）、医療費（月 70 万円以内）、住宅改良費（１件　100 万円以内）を貸し付ける。利子は年５％を限度とし、毎年３月１日現在の長期プライムレート金利を１年間適用する（令和３年度は 1.00％単利）。

※平成 26 年度で新規受付終了。

（単位：円）

年度	世帯数	貸付金額	返済金額(元金)	実質貸付金額
30	8	11,365,508	26,915,289	△15,549,781
元(31)	7	7,603,995	32,631,003	△25,027,008
2	7	11,004,260	21,317,583	△10,313,323
3	6	5,146,760	26,698,979	△21,552,219
4	5	3,500,966	0	3,500,966

※世帯数は各年度末の契約件数

（高齢者支援課）

(4) 権利擁護事業

金銭管理、財産保全、成年後見に関する相談事業等

①権利擁護事業利用者数

区分／年度	契約		解約		死亡		累計
	公社	権利	公社	権利	公社	権利	
30			0	0	0	0	1
元(31)			0	1	0	0	0
2			0	0	0	0	0
3			0	0	0	0	0
4			0	0	0	0	0

※公社・・有償在宅サービスと権利擁護事業の併用利用者／権利・・権利擁護事業のみの利用者

②成年後見事業利用者数

区分／年度	新規	終結	年度末受任
30	29	21	135
元(31)	15	21	129
2	40	22	147
3	22	41	128
4	25	31	122

③地域福祉権利擁護事業利用者数

区分／年度	新規	解約	死亡	累計
30	10	13	0	41
元(31)	9	4	5	41
2	10	10	1	40
3	8	11	0	37
4	13	9	2	39

④苦情解決事業利用者数

区分 年度	相談件数	高齢者	身体障害	精神障害	児童福祉	母子女性福祉
30	1	0	0	0	1	0
元(31)	1	0	0	0	1	0
2	0	0	0	0	0	0
3	1	0	0	0	1	0
4	2	0	0	0	2	0

（地域支援課／高齢者支援課）

14. 社会福祉法人　武蔵野

心身障害者のための就労の場の確保、並びに重度重複障害者のための通所施設を目的とした複合施設「武蔵野障害者総合センター」を運営するため、平成４年に社会福祉法人武蔵野障害者総合センターとして発足。平成６年には、軽費老人ホームの受託経営など高齢者福祉施設経営への事業拡大に伴い、社会福祉法人武蔵野に名称を変更した。令和４年４月１日現在、次の福祉施設の運営及び事業を実施している。

(1)障害者福祉施設　　障害者福祉センター含む

武蔵野障害者総合センター		
	ワークセンターけやき	・障害福祉サービス事業（就労継続Ａ型/Ｂ型）
	ワークセンター大地	・障害福祉サービス事業（生活介護）
	デイセンター山びこ	・障害福祉サービス事業（生活介護）（知的）
	デイセンターふれあい	・障害福祉サービス事業（生活介護）（身体）
	地域生活支援センターびーと	・指定相談支援　・地域活動支援センター事業
北町ほっと館		
	きたまちハウス	・障害福祉サービス事業（短期入所・共同生活援助）
	ワークステージりぷる	・障害福祉サービス事業（就労継続Ｂ型）
なごみの家（わくらす武蔵野内）		・障害者ショートステイ（市単独事業）
せきまえハウス		・障害福祉サービス事業（共同生活援助）
グループホームくすの木		・障害福祉サービス事業（共同生活援助）
グループホームかしの木		・障害福祉サービス事業（共同生活援助）
あいる		・武蔵野市障害者就労支援センター
武蔵野福祉作業所		・障害福祉サービス事業 （生活介護・就労移行・就労継続Ｂ型） ※就労移行事業は令和４年度で廃止。
武蔵野市立みどりのこども館		
	児童発達支援センター 通園部ウィズ	・児童発達支援
	児童発達支援センター 相談部ハビット	・指定障害児相談支援
	おもちゃのぐるりん	・地域開放型事業

武蔵野市障害者福祉センター		
	武蔵野市障害者福祉センター	・身体障害者福祉センターＢ型
	生活リハビリサポートすばる	・障害福祉サービス事業（自立訓練・生活介護）
	障害者相談支援事業所ほくと	・指定相談支援
ジョブアシストいんくる		・障害福祉サービス事業（就労移行）
障害者地域生活支援ステーション わくらす武蔵野		・障害福祉サービス事業（施設入所支援・生活介護・短期入所・指定相談支援）

（障害者福祉課）

(2) 高齢者福祉施設

武蔵野市桜堤ケアハウス	軽費老人ホーム、在宅介護・地域包括支援センター
ゆとりえ	特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、在宅介護・地域包括支援センター

（高齢者支援課）

15. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和３年 11 月 19 日閣議決定）の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、給付金支給事業を実施した。

また、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」（令和４年４月 26 日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議）において、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、住民税非課税世帯等（家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯含む）に対する臨時特別給付金について、原則として令和４年度課税情報を活用したプッシュ型給付を行うこととした。

(1) 支給対象

① 基準日（令和３年 12 月 10 日）において世帯全員の令和３年度又は令和４年度分の住民税均等割が非課税である世帯　※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

② ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

(2) 支給額

１世帯につき 100,000 円。

年度	支給決定件数		
	①住民税非課税世帯(件)	②家計急変世帯(件)	支給金額(円)
3	11,970	73	1,204,300,000
4	2,895	76	297,100,000
合計	14,865	149	1,501,400,000

※令和４年度実績は令和４年度課税情報を活用したプッシュ型給付を含む。

（地域支援課）

16. 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

「物価・賃金・生活総合対策本部（第４回）」（令和４年９月９日開催）において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、給付金支給事業を実施することとした。

(1)支給対象

① 基準日（令和４年９月 30 日）に世帯全員の令和４年度分の住民税均等割が非課税である世帯
※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く

② ①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

(2)支給額

１世帯につき 50,000 円。

年度	支給決定件数		
	①住民税非課税世帯(件)	②家計急変世帯(件)	支給金額(円)
4	12,754	74	641,400,000
合計	12,754	74	641,400,000

（地域支援課）